

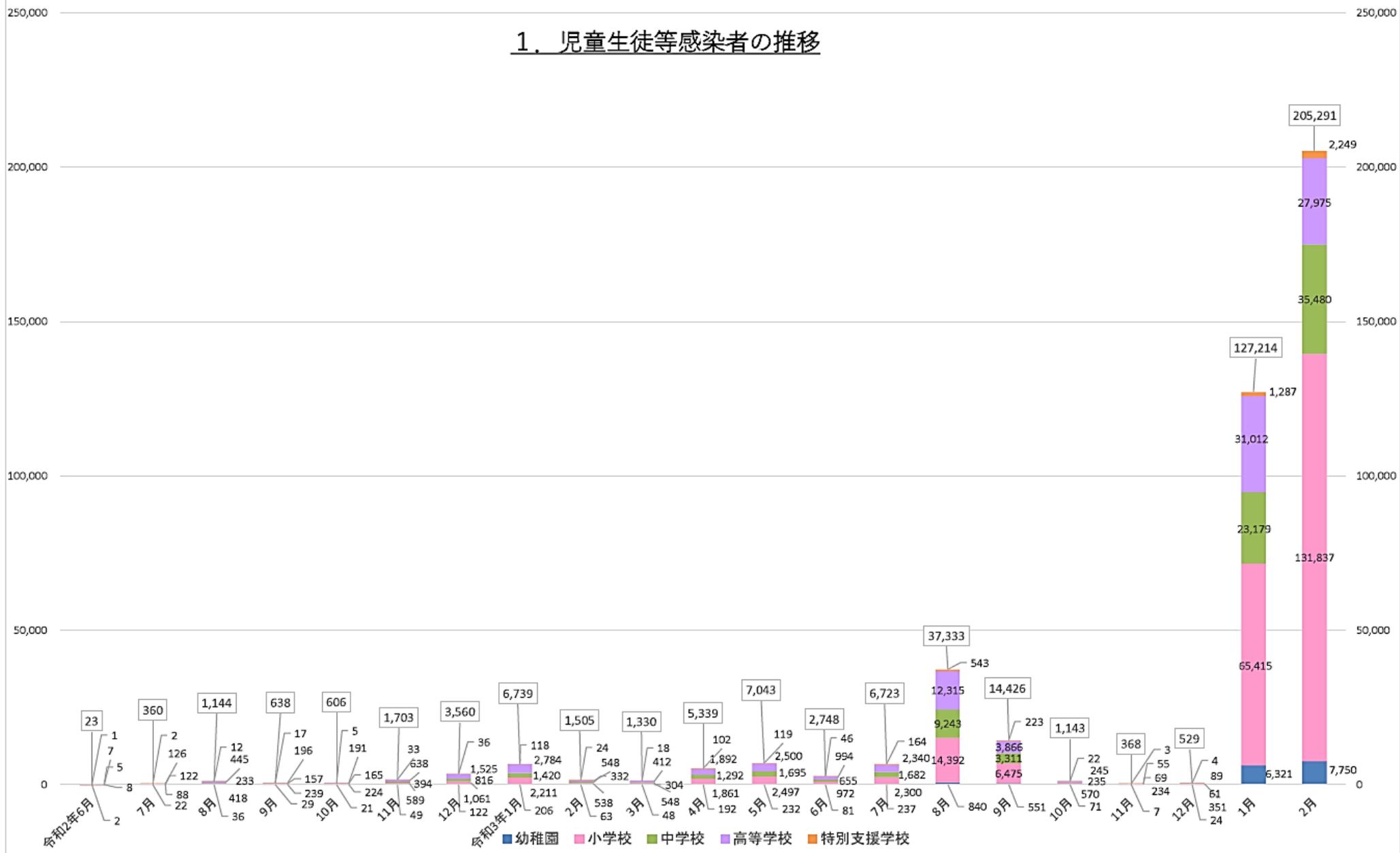
学校における新型コロナウイルス感染症の 感染状況等について

令和4年 3月

文部科学省初等中等教育局

学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について

1. 児童生徒等感染者の推移

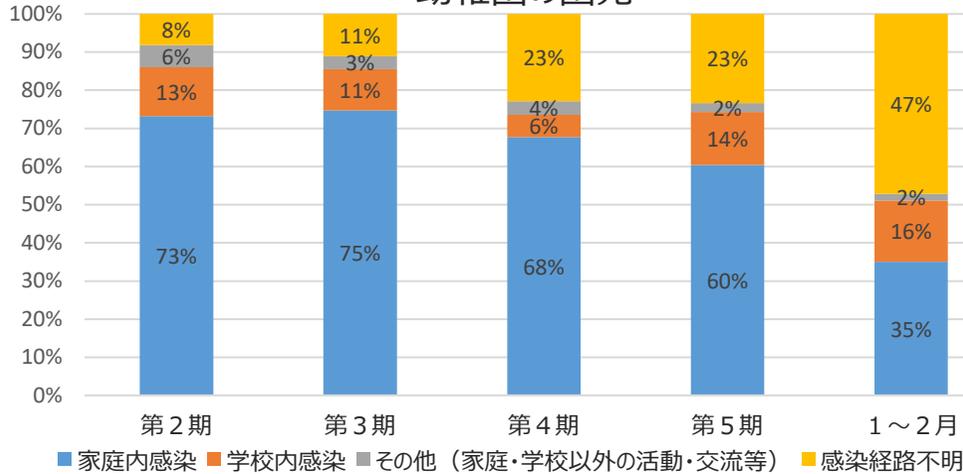


学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について

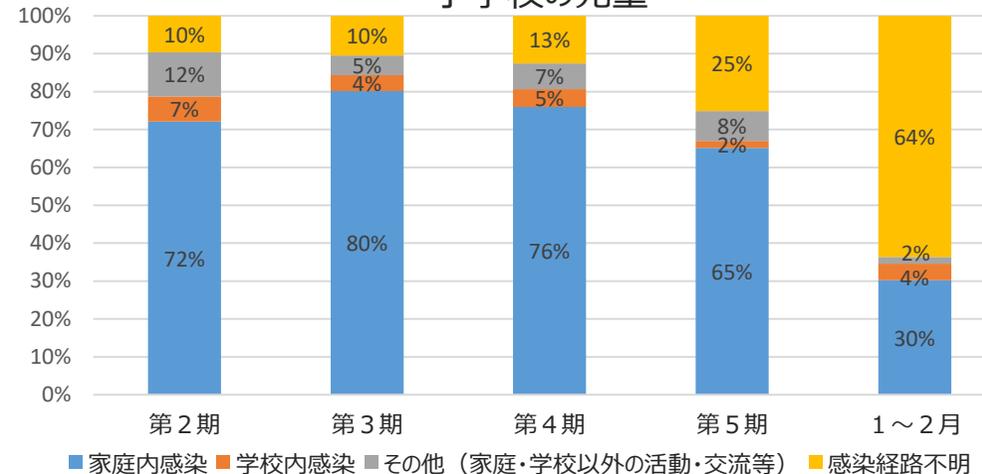
2. 学校種別感染経路の推移

(※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない)

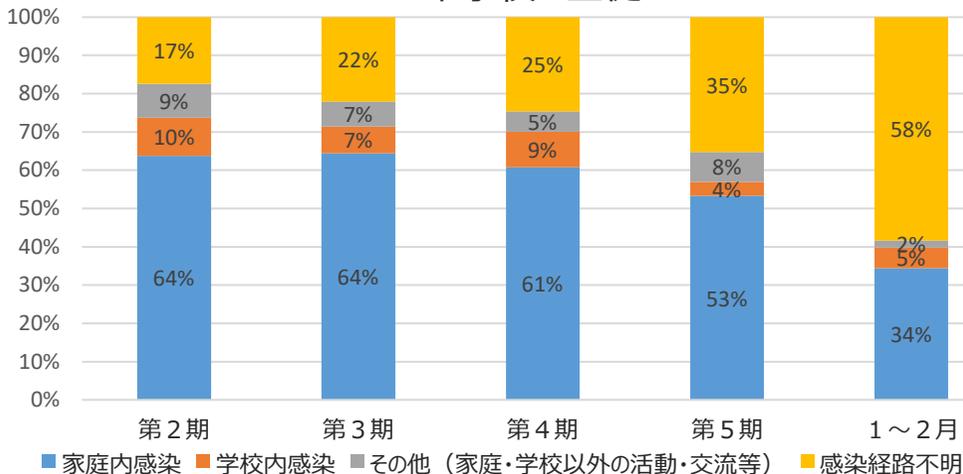
幼稚園の園児



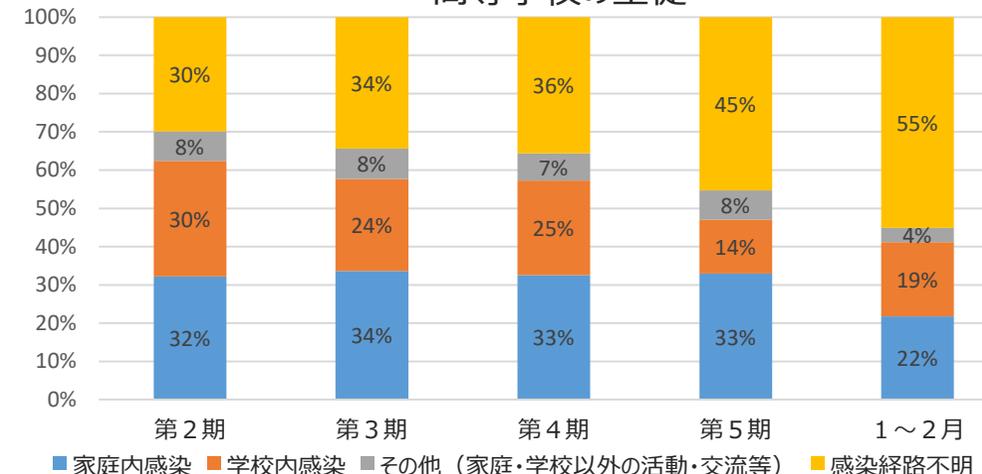
小学校の児童



中学校の生徒



高等学校の生徒



第2期 2020/6/1～2020/9/27 第3期 2020/9/28～2021/3/7 第4期 2021/3/8～2021/7/4 第5期 2021/7/5～2021/12/31

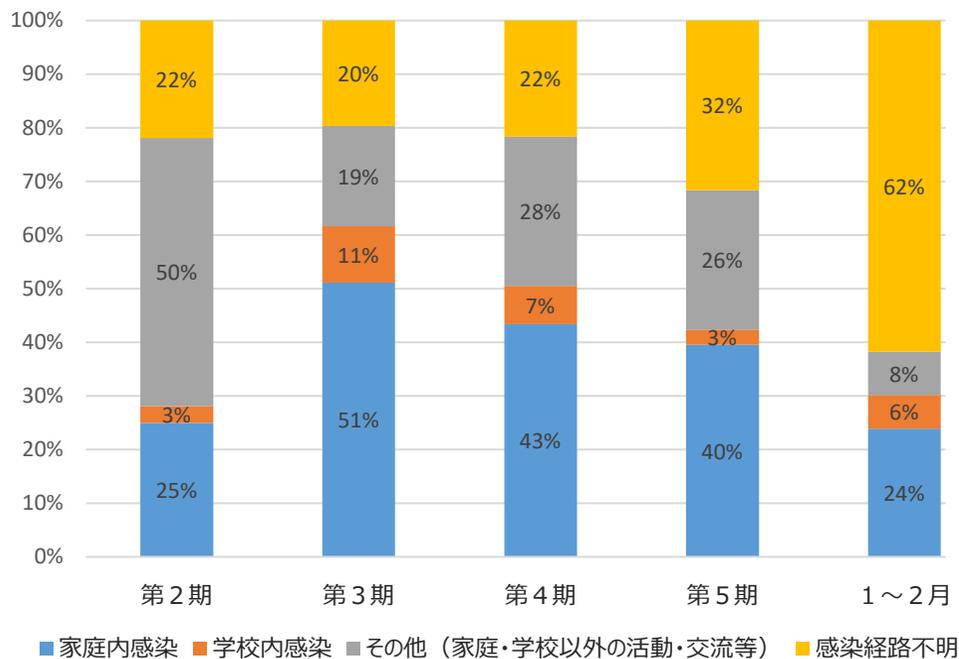
※期間は、減少傾向から増加傾向に転じる最低値を記録した週を基準として文部科学省において任意に設定

学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について

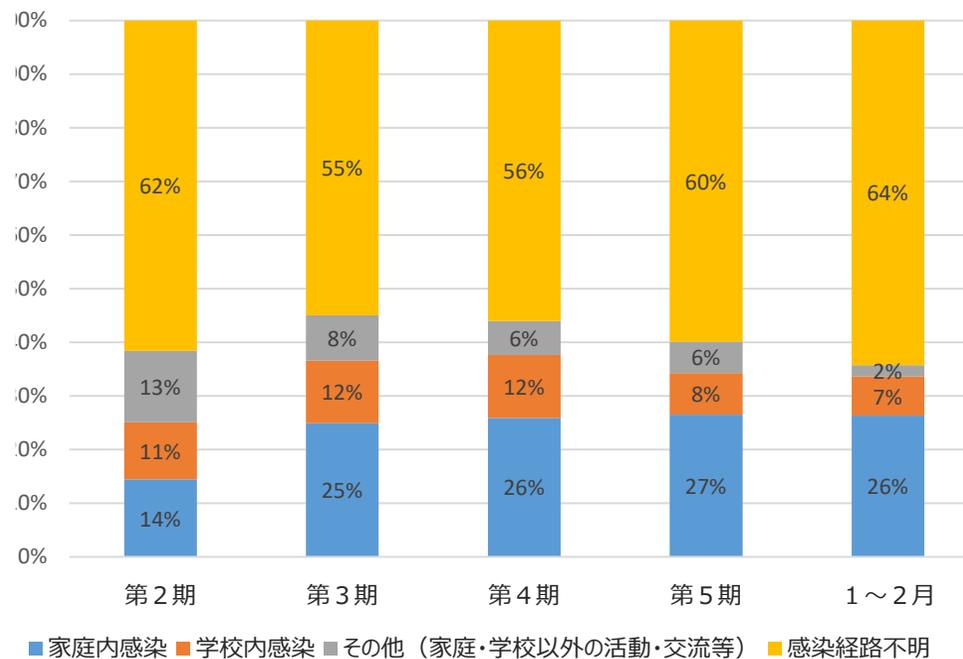
2. 学校種別感染経路の推移

(※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない)

特別支援学校の児童生徒等



教職員



第2期 2020/6/1～2020/9/27 第3期 2020/9/28～2021/3/7 第4期 2021/3/8～2021/7/4 第5期 2021/7/5～2021/12/31

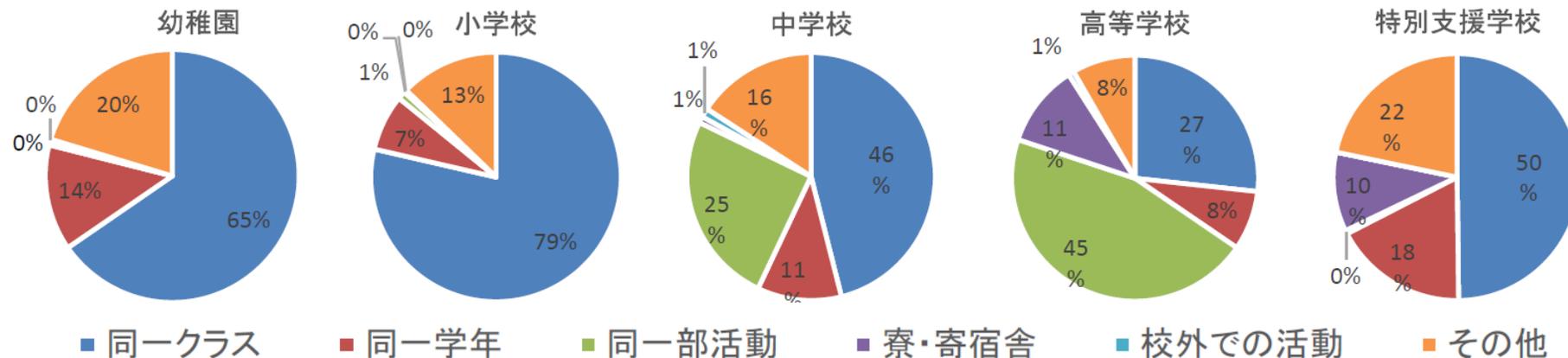
※期間は、減少傾向から増加傾向に転じる最低値を記録した週を基準として文部科学省において任意に設定

学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について

3. 学校内感染及びその他の感染経路の詳細（令和4年1月1日～2月28日）

（※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない）

○児童生徒等の学校内感染（2の濃いオレンジ部分）の経路の詳細



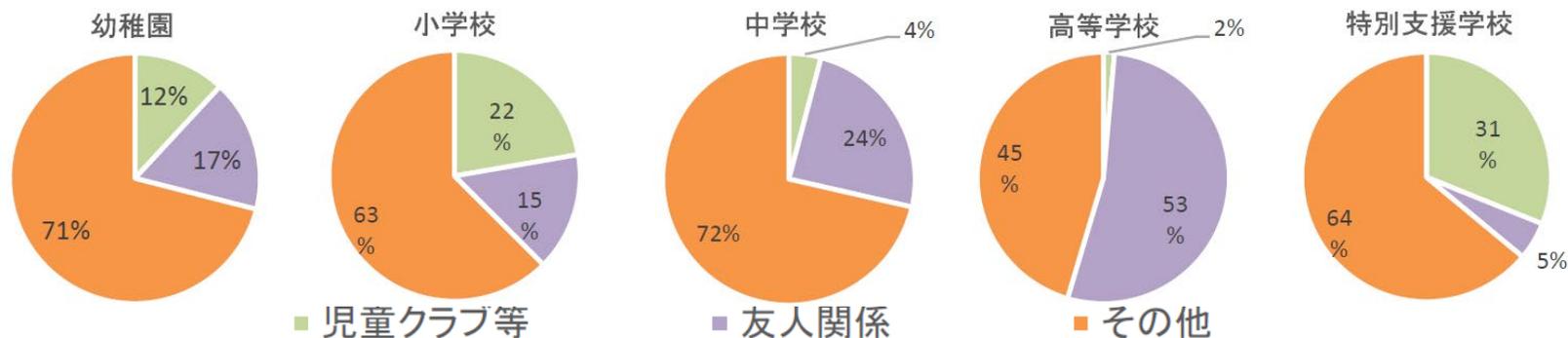
	同クラス	同一学年	同一部活動	寮・寄宿舎	校外での活動	その他	小計	全体に占める割合
幼稚園	1,470	306	14	0	2	457	2,249	16%
小学校	6,717	622	89	16	15	1,086	8,545	4%
中学校	1,460	348	797	26	38	501	3,170	5%
高等学校	3,071	896	5,225	1,246	88	951	11,477	19%
特別支援学校	110	39	1	23	0	48	221	6%

学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について

4. 学校内感染及びその他の感染経路の詳細（令和4年1月1日～2月28日）

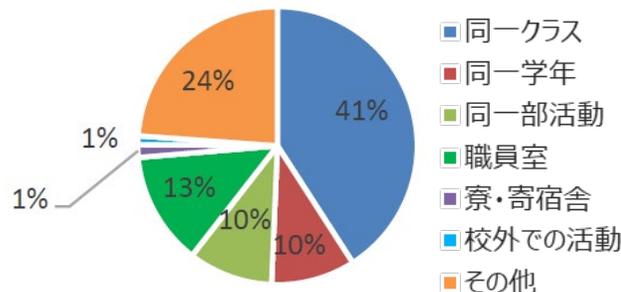
（※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない）

○児童生徒等のその他（2のグレー部分）の感染経路の詳細



	児童クラブ等	友人関係	その他	小計	全体に占める割合
幼稚園	30	43	179	252	2%
小学校	783	535	2,195	3,513	2%
中学校	44	260	761	1,065	2%
高等学校	31	1,170	999	2,200	4%
特別支援学校	89	14	183	286	8%

○教職員の学校内感染（2の濃いオレンジ部分）の経路の詳細



	同一クラス	同一学年	同一部活動	職員室	寮・寄宿舍	校外での活動	その他	小計	全体に占める割合
教職員	712	169	170	229	26	17	415	1,738	7%

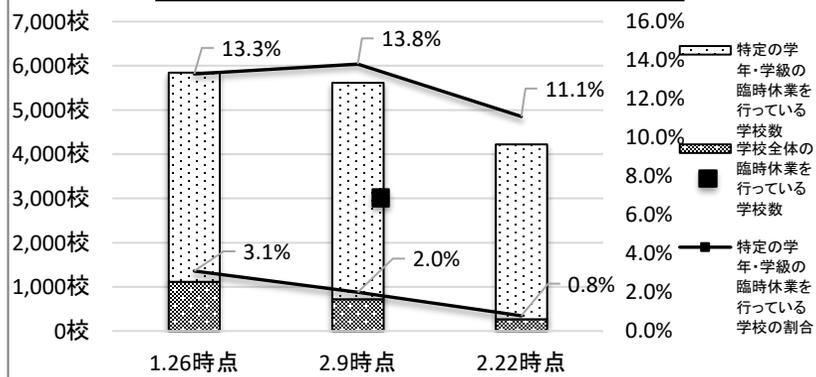
臨時休業の状況調査 都道府県別（全ての学校種）の状況 （令和4年2月22日時点）

公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における「特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校」「学校全体の臨時休業を行っている学校」（令和4年2月22日現在）について、集計したものを。

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	69校 2.4% (+0.2pt)	2,895校 15.4% (-2.4pt)	693校 7.6% (-3.0pt)	180校 5.1% (-5.4pt)	114校 10.4% (-2.3pt)	3,951校 11.1% (-2.7pt)
学校全体の臨時休業を行っている学校	36校 1.3% (-1.2pt)	165校 0.9% (-2.0pt)	43校 0.5% (-0.2pt)	17校 0.5% (±0.0pt)	9校 0.8% (-0.6pt)	270校 0.8% (-1.2pt)

	特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	学校全体の臨時休業を行っている学校		特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	学校全体の臨時休業を行っている学校
北海道	319校 17.1%	19校 1.0%	滋賀県	93校 19.3%	8校 1.7%
青森県	39校 7.8%	9校 1.8%	京都府	165校 25.5%	2校 0.3%
岩手県	53校 9.5%	6校 1.1%	大阪府	242校 13.2%	25校 1.4%
宮城県	35校 4.8%	4校 0.5%	兵庫県	247校 16.3%	6校 0.4%
秋田県	24校 6.7%	11校 3.1%	奈良県	87校 19.5%	10校 2.2%
山形県	13校 3.3%	6校 1.5%	和歌山県	30校 6.9%	3校 0.7%
福島県	25校 3.0%	6校 0.7%	鳥取県	4校 2.0%	16校 7.8%
茨城県	50校 5.6%	5校 0.6%	島根県	11校 2.7%	7校 1.7%
栃木県	53校 9.1%	2校 0.3%	岡山県	74校 9.3%	0校 0.0%
群馬県	38校 6.2%	1校 0.2%	広島県	53校 6.3%	6校 0.7%
埼玉県	346校 23.8%	9校 0.6%	山口県	21校 4.1%	1校 0.2%
千葉県	171校 12.5%	8校 0.6%	徳島県	30校 8.1%	12校 3.2%
東京都	342校 15.0%	3校 0.1%	香川県	40校 12.1%	5校 1.5%
神奈川県	154校 10.3%	4校 0.3%	愛媛県	0校 0.0%	8校 1.6%
新潟県	55校 6.8%	13校 1.6%	高知県	2校 0.6%	0校 0.0%
富山県	34校 10.5%	1校 0.3%	福岡県	198校 16.1%	8校 0.7%
石川県	28校 8.2%	3校 0.9%	佐賀県	21校 6.9%	1校 0.3%
福井県	30校 9.2%	5校 1.5%	長崎県	13校 2.3%	1校 0.2%
山梨県	13校 4.3%	1校 0.3%	熊本県	35校 5.9%	3校 0.5%
長野県	60校 9.3%	9校 1.4%	大分県	30校 5.9%	7校 1.4%
岐阜県	109校 15.9%	3校 0.4%	宮崎県	21校 5.1%	2校 0.5%
静岡県	70校 6.6%	2校 0.2%	鹿児島県	28校 3.4%	2校 0.2%
愛知県	281校 17.2%	2校 0.1%	沖縄県	100校 16.2%	1校 0.2%
三重県	64校 9.5%	4校 0.6%	計	3,951校 11.1%	270校 0.8%

公立学校の臨時休業状況の推移



- ※1 「特定の学年・学級の臨時休業」と「学校全体の臨時休業」は重複しない。
- ※2 学校数について、分校は1校とし、休校している学校は調査対象外。
- ※3 域内教育委員会が把握している学校数を都道府県教育委員会が集計。
- ※4 %は域内の全学校数に占める「特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校」または「学校全体の臨時休業を行っている学校」の割合。
- ※5 括弧内は前回調査（2月9日時点）からの増減を示したものを。

令和4年2月4日、10代以下の感染急拡大を受け、①特に感染リスクの高い教育活動を控える、②分散登校・オンライン学習等の推進、等の**感染症対策を強化・徹底**

第14回（令和4年3月11日）
新型コロナウイルス感染症
対策分科会 提出資料

新規感染者における10代以下の割合が依然として高い中、**春季休業**に際し、引き続き、**児童生徒等の感染状況を踏まえ、地域に応じた学校の感染症対策を継続**することを求める。

また、**新年度に向けて、臨時休業時等におけるオンライン学習等の学びの保障を徹底**することを求める。

1. 年度末・年度始めの行事

- **卒業式や入学式等について、基本的な感染症対策の徹底と開催方式の工夫の促進。**
(特に、現時点で重点措置が適用されている地域では開催方式の工夫を求める。なお、謝恩会等における感染症対策への留意を促す。)

開催方式の工夫の例

- ・参加人数を抑える
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮
- ・ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催

2. 部活動等

- **重点措置が継続する地域では、感染リスクの高い活動は引き続き実施を控え、参加者の健康管理を一層徹底。**
(感染が広がっていない地域では、児童生徒等の感染状況を踏まえ、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討)
- **密集や近距離での活動等を避けるための活動時間や場所の分散の促進。**

3. 子供の居場所

- **放課後児童クラブ等の子供の居場所について、密集や近距離での活動等を避けるための学校施設の活用推進。**
- **感染症対策に係る放課後児童クラブ等の運営主体との連携推進。**

4. 家庭

- **改めて家庭における感染症対策について、協力を呼びかけることを依頼。**

5. 教職員のワクチン接種

- **春季休業期間も活用した教職員のワクチン追加接種の促進を依頼。**

6. 新年度

- **春季休業期間も家庭における健康観察を継続し、児童生徒等の感染状況に応じた対策を講じて新年度を開始。**

背景・課題

- 学校における新型コロナウイルス感染症対策が長期化している中、第6波への万全の備えも見据え、各学校において感染及びその拡大リスクをできる限り低減させながら、教育活動を実施し、子供の健やかな学びを保障する必要がある。
- 特別支援学校のスクールバスについては、安全上の観点から換気が行われにくく長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスク低減を図るなどの対策が必要である。

事業内容

I 学校等における感染症対策等支援事業（254億円）

各学校が感染症対策を徹底しながら教育活動を継続するために必要となる保健衛生用品の整備や業務委託等に係る経費を支援

- 補助対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 1校あたりの上限額：90万円～270万円
- 補助対象経費：消毒液、不織布マスク、CO2モニターなどの保健衛生用品等の追加的な購入経費、教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費 他



II 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業（51億円）

特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、学校設置者が実施するスクールバスの増便等の取組を支援

- 補助対象：特別支援学校
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象経費：スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料、運転手・介助員の報酬、スクールバスの増便やタクシーの借り上げにかかる経費 他



成果

学校現場の裁量で、地域の感染状況に応じた必要な学校の感染症対策を機動的に対処可能にし、安全安心な通学・学習環境の確保することにより、教育活動の着実な継続・地域における感染拡大防止を実現する。

学校等における感染症対策等支援事業（R3補正） FAQ

R4. 1. 21 (Ver.1)



文部科学省

Q1

令和2・3年度の学校教育活動継続支援事業の交付を受けています。学校等における感染症対策等支援事業にも申請できますか。

学校教育活動継続支援事業において、既に満額の交付決定を受けている学校設置者も、**本事業に新たに申請することが可能**です。

1校当たりの補助限度額については、これまで交付を受けているか否かにかかわらず**本事業の実施要領に定める満額**を申請いただけます。

Q2

地方負担1/2について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用できますか。

活用いただけます。

「令和3年度補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和3年12月27日内閣府地方創生推進室事務連絡）における交付対象となる国庫補助事業一覧にて御案内しています。

Q3

いつからの契約が対象になりますか。どのように調達したものが対象になりますか。

本事業予算が閣議決定された**令和3年11月26日以降**の契約からが補助対象となります。また、調達の方法は問いませんので、学校設置者において域内の学校分を一括調達した場合も、学校ごとに購入した場合も、**設置者の予算からの支出ということが確認できれば対象**とできます。

ただし、本支援事業は、各地域や学校等の実情に合わせて、学校長の判断で迅速かつ柔軟に感染症対策等を実施することを目的としていますので、各設置者においては趣旨を御理解いただき、**学校ごとの需要を個別に確認した上で手配いただく等、学校現場と十分なコミュニケーションを図った上で効果的に執行いただく**ようお願いいたします。

Q4

消毒のため、設置者が非常勤職員を雇用した経費を対象にできますか。

本事業の対象となる経費は、「消耗品費、備品費、通信運搬費、借損料、雑役務費、委託費」であり、**人件費や光熱水費は補助対象経費となりません**。

ただし、設置者が外部の業者や関係団体に依頼し、校舎消毒のための人員を派遣してもらう場合等、**委託費として支出したものであれば対象**にできます。

Q5

寒さ対策や乾燥対策として、暖房器具や加湿器を購入する経費は対象になりますか。

単なる寒さ対策・乾燥対策ではなく、各学校における感染症対策を実施するにあたり、換気と温湿度管理の両立のため、教室や空き教室等に備える暖房器具であれば対象になります。

各地域や学校等の実情に応じて必要な感染症対策は異なりますので、個々の状況により適切に御判断ください。

Q6

この事業は令和3年度補正予算ですが、令和4年度にも活用できますか。

本事業は**繰越明許費の対象事業として補正予算案に計上**しているため、翌債及び明許繰越の対象になり得ます。

したがって、やむを得ず年度内の交付申請手続きが困難な場合には、令和4年度においてもこの事業が活用できるよう**文部科学省において予算の繰越（本省繰越）を行う予定**です。

なお、各設置者等が令和3年度分として交付決定を受け、やむを得ない理由により物品の受領や支払い等が令和4年度になる場合は、必ず**各自治体で地方繰越の手続き**を行ってください。

Q7

今年度執行中の、学校等における感染症対策等支援事業と一体的に経理を管理してもよいでしょうか。

本事業は、学校教育活動継続支援事業とは別の事業のため、**交付申請や実績報告の手続きにあたってはそれぞれ分けて報告**する必要があることから、支出を証明する収支簿や資料等で**明確に分けて管理**しておくことが必要となります。また、本事業に係る支出を行う際は、**支出決議書の摘要欄に「R3補正（公立分）」等記載いただく**など、予算区分と学校種を判別できるようにしてください。

Q8

抗原簡易キットやPCR検査費は補助対象となりますか。

抗原簡易キットについては、基本的対処方針等に基づき、文部科学省から配布している抗原簡易キットの活用を優先することとし、**それでもなお不足するものに限り補助対象**となります。

PCR検査については、学校で感染者が発生した場合、行政検査が行われることが想定されますが、当該検査の対象とならず、**設置者や学校が教育活動の継続のためにやむを得ず同検査を必要とする場合には、その費用を補助対象として差し支えありません**。

地域の感染状況等に応じ、必要な学校の感染症対策に幅広く活用いただけます。

学校設置者において費目や用途を限定しすぎることなく、可能な限り各学校の希望に沿うよう運用ください。



1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

- ▶ 本マニュアルで示す行動基準を参考としつつ、「新しい生活様式」の実践と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図ることによって、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル(※1)	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動(自由意思活動)	分科会提言との対応(※2)
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定	レベル4(避けたいレベル) レベル3(対策を強化すべきレベル)
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	感染リスクの低い活動から徐々に実施 感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底	レベル2(警戒を強化すべきレベル)
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	適切な感染症対策を行った上で実施	十分な感染症対策を行った上で実施	レベル1(維持すべきレベル) レベル0(感染者ゼロレベル)

(※1) どの感染レベルに該当するかは、分科会提言との対応を参考としつつ、児童生徒等及び教職員の生活圏や地域のまん延状況、医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断。

(※2) 「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症分科会)

2. 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策

- ▶ 基本的な感染症対策の徹底(発熱等の風邪症状がある場合には登校しないこと(レベル2・3の地域では同居家族に風邪症状がある場合にも登校しないこと)、手洗い、咳エチケット、換気、通常の清掃活動の中でのポイントを絞った消毒等)及び集団感染リスクへの対応(感染拡大リスクが高い「3つの密」を避ける、身体的距離の確保、十分な身体的距離がとれない場合のマスク着用等)
- ▶ 変異株についても、従来株と変わらず、「3つの密」の回避、マスクの適切な着用、こまめな換気、手洗いなどの基本的な感染症対策を推奨。
- ▶ ワクチンの効果は100%ではないため引き続き感染予防対策を継続する必要。ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていない。
- ▶ 感染不安等を理由とした地域一斉の臨時休業については、児童生徒の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する。また、学校で感染者が発生した場合、臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の可否を判断する。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等は、感染が広がっているおそれのある範囲に応じ、学級・学年単位、または学校全体を臨時休業することが考えられるが、これ以外の場合、学校教育活動を継続する。

3. 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

■各教科等について

- ▶ 児童生徒が長時間近距離で対面形式となる「グループワーク」、室内での近距離での「合唱」、近距離での「調理実習」、「密集する運動」など「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」は、レベル3の地域では行わない。レベル2の地域ではリスクの低い活動から徐々に実施することを検討。レベル1では適切な感染症対策を行った上で実施。
- ▶ 体育などの運動時は、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動、用具の準備や後片付けなど、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用。

■給食等の昼食をとる場面

- ▶ 前後の手洗いの徹底のほか、会食時には飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える等。高校で弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面でも注意が必要。歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行う。

■図書館

- ▶ 図書館利用前後の手洗いを徹底し、図書館内で密集が生じないよう配慮した上で貸出機能を維持。

■部活動

- ▶ レベル3地域ではなるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空ける。密集する運動や近距離で接触する活動は行わない。レベル2ではリスクの低い活動から徐々に実施を検討。レベル1では可能な限り感染症対策を行い実施。
- ▶ 緊急事態宣言対象区域においては、その感染状況を踏まえ、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限。また、部活動終了後の生徒同士での食事を控えるよう徹底。

■登下校

- ▶ 登下校時間帯の分散等、集団登下校を行う場合やスクールバス乗車中に「3つの密」を避けること。
- ▶ 夏期の気温・湿度や暑さ指数が高い中でマスクをすることによる熱中症のリスクから、人と十分な距離が確保できる場合、マスクを外すよう指導。

■寮や寄宿舎

- ▶ 居室や共用スペースにおける活動場所ごとの感染症対策や、平時からの体温測定や健康観察等の実施。
- ▶ 発熱等の症状があるものを隔離し、主要症状が消退した後2日を経過するまで部活動や寮生活等の集団活動に参加させないようにする。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合、個室に隔離し、共用スペースを使用させない等の対応を実施。

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン

学校の臨時休業については、現に学校内で感染が広がっている可能性に対して、児童生徒等の学びの保障の観点等に留意しつつ、まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うことが重要。

※令和3年8月27日に示したガイドラインの内容に、令和4年2月2日において示した留意事項を反映。

【初期対応】

濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～5日間程度。土日祝日を含む。）、臨時休業を行うことが考えられる。

把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合においては、教育委員会等の設置者は次の必要対策として学級あるいは学年・学校単位の臨時休業の検討を行う。

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
 - ④その他、設置者で必要と判断した場合
- 学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日、全体像の把握等のために行った臨時休業の期間を含む。）（その場合においても、当該学級について、未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者を対象としたものを含めた適切な疫学調査が実施され、濃厚接触者等の特定やその検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮することが考えられる。）

【学年閉鎖及び学校全体の臨時休業】

- 感染が広がっている可能性が高い場合、複数の学級を閉鎖する場合は学年閉鎖を、複数の学年を閉鎖する場合は学校全体の臨時休業を実施する。

【積極的疫学調査の実施が遅延した場合等の学校再開】

- 臨時休業を行った後、保健所業務のひっ迫により積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなった場合、学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度（土日祝日を含む。）を目安として再開することが考えられる。（その際、発熱等の風邪の症状がある者については自宅で休養すること、健康状態の把握その他の感染症対策を一層徹底しながら、慎重に再開する。）